

基本約款 新旧対照表

変更後				変更前			
条 項		目 次	頁	条 項		目 次	頁
章	条			章	条		
I		この基本約款の適用適用	1	I		この基本約款の適用適用	1
	1	適用	1		1	適用	1
	2	この基本約款等の変更	1		2	この基本約款等の変更	1
	3	用語の定義	1		3	用語の定義	1
II	4	日数の取り扱い	3	II	4	日数の取り扱い	3
		使用の申し込み及び契約	3			使用の申し込み及び契約	3
	5	使用の申し込み	3		5	使用の申し込み	3
	6	契約の成立及び変更	4		6	契約の成立及び変更	4
III	7	承諾の条件	4	III	7	承諾の条件	4
	8	ガスの使用開始日	4		8	ガスの使用開始日	4
	9	名義の変更	4		9	名義の変更	4
	10	ガス使用契約の解約	5		10	ガス使用契約の解約	5
IV	11	契約消滅後の関係	5	IV	11	契約消滅後の関係	5
		検針及び使用量の算定	5			検針及び使用量の算定	5
	12	検針	5		12	検針	5
	13	計量の単位	6		13	計量の単位	6
	14	使用量の算定	6		14	使用量の算定	6
	15	使用量のお知らせ	8		15	使用量のお知らせ	8
		料金等	8			料金等	8
	16	料金の適用開始	8		16	料金の適用開始	8
	17	支払期限	8		17	支払期限	8

変更後					変更前			
	18	料金の算定及び申し受け	8			18	料金の算定及び申し受け	8
	19	単位料金の調整	9			19	単位料金の調整	9
	20	料金の精算等	10			20	料金の精算等	10
	21	保証金	11			21	保証金	11
	22	料金の支払方法	11			22	料金の支払方法	11
	23	料金の口座振替	11			23	料金の口座振替	11
	23-2	料金のクレジットカード払い	11	追加				
	24	料金の払込み	11			24	料金の払込み	11
	25	料金の当社への支払日	11			25	料金の当社への支払日	11
	26	遅収料金の支払方法	11			26	遅収料金の支払方法	11
	27	料金の支払順序	11			27	料金の支払順序	11
V	28	料金以外の費用の支払方法	11		V	28	料金以外の費用の支払方法	11
		供給	11				供給	11
	29	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	12			29	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	11
	30	供給又は使用の制限等	13			30	供給又は使用の制限等	12
	31	供給停止	13			31	供給停止	13
	32	供給停止の解除	13			32	供給停止の解除	13
VI	33	供給制限等の賠償	14		VI	33	供給制限等の賠償	13
		保安	14				保安	14
	34	供給施設の保安責任	14			34	供給施設の保安責任	14
	35	周知及び調査義務	14			35	周知及び調査義務	14
	36	保安に対するお客さまの協力	15			36	保安に対するお客さまの協力	14
	37	お客さまの責任	15			37	お客さまの責任	15
VII	38	供給施設等の検査	16		VII	38	供給施設等の検査	15
		その他	16				その他	16
	39	使用場所への立ち入り	16			39	使用場所への立ち入り	16

変更後				変更前				
	40	お客さまに関する情報の取扱い			40	お客さまに関する情報の取扱い	16	
付 則			17	付 則			17	
1. 基本約款の実施期日			17	1. 基本約款の実施期日			17	
2. 基本約款の揭示			17	2. 基本約款の揭示			17	
<p>基本約款 / 別 表</p> <p>(別表第1) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式</p> <p>(別表第2) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定</p> <p>(別表第3) 調整単位料金の適用基準</p> <p>(別表第4) 早収料金の日割計算 (1)</p> <p>(別表第5) 早収料金の日割計算 (2)</p> <p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>(別表第7) 燃焼速度・ウォッベ指数</p>				<p>基本約款 / 別 表</p> <p>(別表第1) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式</p> <p>(別表第2) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定</p> <p>(別表第3) 調整単位料金の適用基準</p> <p>(別表第4) 早収料金の日割計算 (1)</p> <p>(別表第5) 早収料金の日割計算 (2)</p> <p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>(別表第7) 燃焼速度・ウォッベ指数</p>				
<p>17. 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日 (以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。</p> <p>① 検針日(12(2)①、④、⑥及び14(8)を除きます。)</p> <p>② 14(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 14(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。</p>				<p>17. 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日 (以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。</p> <p>① 検針日(12(2)①、④、⑥及び14(8)を除きます。)</p> <p>② 14(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 14(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。</p>				

変更後		変更前
<p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、7月15日、及び<u>12月30日</u>をいい、18(2)及び31においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p>	<p>変更</p>	<p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、7月15日をいい、18(2)及び31においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p>
<p>2.2. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p>(1) お客さまは、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>— 早収料金 —</p> <p>(2) 当社は、料金の支払が支払義務発生日の翌日から起算して25日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。</p> <p>なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。</p> <p><u>(3) 当社は、口座振替又はクレジットカードにより料金のお支払をいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合は、早収料金適用期間内にお支払があったものといたします。</u></p>	<p>追加</p>	<p>2.2. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p>(1) お客さまは、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>— 早収料金 —</p> <p>(2) 当社は、料金の支払が支払義務発生日の翌日から起算して25日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。</p> <p>なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。</p> <p>(3) 当社は、口座振替により料金のお支払をいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払があったものといたします。</p>

変更後		変更前
<p>2 2. 料金の支払方法</p> <p>(1) <u>料金の支払いは次の方法により、毎月お支払いいただきます。なお、法人でのガス契約の場合、原則として③クレジットカード払いの方法は利用できません。</u></p> <p>① <u>口座振替</u></p> <p>② <u>払込み</u></p> <p>③ <u>クレジットカード払い</u></p> <p>④ <u>当社が認めたその他方法</u></p> <p>(2) <u>次の場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。</u></p> <p>① <u>3 2 (1) ①及び②に規定する料金</u></p> <p>② <u>口座振替又は、クレジットカード払いが不能となった場合</u></p>	<p>変更</p>	<p>2 2. 料金の支払方法</p> <p>料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いただきます。また、3 2 (1) ①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いただきます。</p>
<p><u>2 3 - 2 料金のクレジットカード払い</u></p> <p>(1) <u>お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを希望される場合、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立て替えさせる方法によりお支払いいただきます。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを希望される場合、当社又はクレジットカード会社所定の申込フォーム等により、あらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込みいただきます。</u></p>	<p>追加</p>	

変更後		変更前
<p>(3) <u>クレジットカード払いの方法での支払いを申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは、口座振替、払込みその他の方法でお支払いいただきます。</u></p>	追加	
<p>2 5. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>(3) <u>当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いで支払われる場合、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</u></p>	追加	<p>2 5. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p>